

富士川町増穂ふるさと自然塾・自然体験ハウスにおける 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月22日 策定 増穂ふるさと自然塾

増穂ふるさと自然塾 自然体験ハウス（会議室、体験学習室、資料室）貸出については、県の「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」に則り、次のとおり行うこととする。

【3 密の回避】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）について

- 換気設備を常時稼働することとし、館内の換気を行う。
- 館内の窓は常時開放とする。
- 天候等により常時開放が出来ない場合には、30分に1回、5分程度、対面方向の窓（扉）を全開にするなどの方法で十分な換気量を確保する。
- 資料室には窓がないため、利用者の作業に支障がないようであれば、常時出入口扉を開放状態としておき、換気を行うよう周知する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）について

- 自然体験ハウス（会議室、体験学習室、資料室）の利用は全て予約制であるため、予約時に利用人数や利用内容を確認して、過度に人が密集することがないように周知する。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）について

- 利用者に対し、館内は社会的距離（対人距離1m以上）を確保するよう要請する。
- 館内では至近距離での会話や発声を控えるよう要請する。

【その他の感染予防対策】

④ マスクの着用

- 施設職員はマスク着用を遵守し、咳エチケットを励行する。
- 来館者や利用者にはマスク着用を周知する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 施設職員は定期的に、手洗い・手指消毒を実施する。
- 自然体験ハウス出入口に消毒液を設置し、来館者や利用者の手指消毒を促す。
- 館内各所に感染拡大防止にかかる案内等を掲示する。

⑥ 体調チェック

- 施設職員は出勤前に体調確認を行い、軽度であっても発熱や咳、のどの痛み、嘔吐・下痢などの症状がある場合は出勤を停止する。
- 来館者や利用者に対して、自宅などでの検温を行ってもらうとともに、軽度であっても体調不良の場合は来館や利用を控えるよう要請する。

⑦ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（トイレの便座、スイッチ、水洗レバー等）は定期的に除菌洗浄剤で清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

⑧ 清掃・消毒

- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、照明スイッチ、スリッパ等）は定期的に除菌洗浄剤で清拭消毒を行う。
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

【施設ごとの注意点等】

⑨ 施設の貸出における注意点

- 来館者や利用者等の窓口対面接客では、対人距離の確保や飛沫感染防止用の透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- 利用者は参加者名簿を作成する。ただし施設の利用目的が館内展示物の閲覧のみの場合は除く。

【その他】

⑩ チェックリストの作成・確認

- ガイドラインを遵守しているか確認するため、チェック表を作成し、施設の貸出の都度、確認を行う。